第十七条の十二	法第二十六条の十三第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第三号
第十七条の十三第一項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第四号
第十七条の十五	法第二十六条の十八第二項	（略）
（略）	（略）	（略）

（建設業者団体の届出）

第二十三条　（略）

２・３　（略）

４　第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

一　建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合（次号に該当する場合を除く。）

二　建設工事に従事する者の建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上並びに処遇の改善に関する取組を支援する事業を実施している場合

三　災害が発生した場合における当該災害を受けた地域の公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

５　国土交通大臣は、前項の届出があつた場合において、その内容が建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発達に特に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（証明書の様式）

第二十四条　法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

第十七条の九	法第二十六条の十二第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第三号
第十七条の十第一項	法第二十六条の十二第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第四号
第十七条の十第二項	前項各号	第二十一条の十において準用する第十七条の十第一項各号
第十七条の十二	法第二十六条の十七第二項	（略）
（略）	（略）	（略）

（建設業者団体の届出）

第二十三条　（略）

２・３　（略）

４　第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

５　国土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（立入検査をする職員の証票）

第二十四条　法第三十一条第二項の規定により立入検査をする職員が携帯すべき証票は、別記様式第二十七号による。

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　ロの下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）